

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目1番6号
株式会社メガチップス
代表取締役社長 鶴 飼 幸 弘

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、定時株主総会前日の平成21年6月23日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区靱本町1丁目8番4号
財団法人 大阪科学技術センター8階大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社定款第17条の定めにより、本定時株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する当社の株主様1名に委任することができます。その場合は、同株主総会当日の受付において、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

【お知らせ】

1. 招集通知について

事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.megachips.co.jp/irinfo/index.html>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

2. 株主総会について

本定時株主総会の閉会后、会場向かいの中ホールにおきまして、当社の製品を展示し、役員ならびに社員がご説明させていただく場を設けております。お時間の許す限りご参加のほどお願い申し上げます。

3. 決議通知について

本定時株主総会終結後、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.megachips.co.jp/irinfo/index.html>）に同株主総会の決議内容等を掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融危機の影響による景気減速が国内経済にも波及し、企業収益や設備投資が減少し雇用情勢が悪化するなど、景気の状況は後退局面となりました。

当社グループが属する電子機器業界におきましては、一部の民生用電子機器が堅調に推移いたしました。電子機器業界全体の市場は前期比減という状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループでは、画像や音声・音楽の圧縮伸張処理技術や通信等の当社グループの独自技術をベースとして、顧客のニーズに応える最適なソリューションを提供することにより、LSI事業ならびにシステム事業の拡大に注力してまいりました。

特に、映像、音声、音楽等のメディアのデジタル化、半導体技術の進歩によるLSIの高性能化、およびブロードバンドネットワーク、高速携帯電話網、ハイビジョン放送などの通信・放送基盤の高度化により、情報通信分野における当社グループの活躍の場が拡大しております。これらの成長分野に向けて、高性能の応用特化型メモリや高機能のデジタルカメラ向けシステムLSI、地上デジタル放送向けシステムLSI、自社LSIを搭載した電子部品、およびセキュリティ・モニタリング用途のデジタル映像の伝送・記録を中心とした顧客専用システム製品の開発と販売を積極的に進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、527億7千1百万円（前期比4.1%増）、経常利益は、48億9千2百万円（同48.0%増）、当期純利益は、26億7千2百万円（同2.3%増）となりました。なお、システム事業におきましては、顧客専用システム事業に集中するため、不採算である不特定多数の顧客を対象にした自社ブランドのシステム事業を第2四半期中止したことに伴い、6億3千1百万円の事業整理損を計上いたしました。

なお、当期の期末配当金につきましては、平成21年5月11日開催の取締役会の決議により、普通配当として1株当たり33円の配当とさせていただきたいと存じます。あわせて、株主優待制度も継続し、3月31日現在で100株（1単元）以上ご所有いただいております株主の皆様に、心ばかりの品を贈呈させていただきたいと存じます。

② 企業集団の事業別の概況

・ L S I 事業

顧客専用 L S I につきましては、ゲームソフトウェア格納用 L S I（カスタムメモリ）の需要が堅調に推移したことにより、連結売上高は445億6千5百万円（前期比3.5%増）となりました。また、特定用途向け L S I につきましては、デジタルカメラ向け画像処理用 L S I および地上デジタル放送ワンセグメント受信用チューナーモジュールの需要が堅調に推移したものの、地上デジタル放送ワンセグメント受信用 L S I につきましては、価格下落による利益率低下のため拡販を縮小したことにより、連結売上高は40億4百万円（同20.2%減）となりました。

以上の結果、L S I 事業全体の連結売上高は485億6千9百万円（同1.1%増）となりました。

・ システム事業

セキュリティ・モニタリング用途の顧客専用デジタル映像監視システムの需要が堅調に推移したことにより、連結売上高は42億1百万円（同61.0%増）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、6千9百万円であり、その主なものは設計開発支援機器等であります。

④ 資金調達の状況

当社は、経常的な営業運転資金に充当するため、金融機関から短期資金および長期資金を必要に応じて調達しております。当連結会計年度末の金融機関からの借入金残高は、70億円となっております。

この他、当連結会計年度において、保有する売掛債権の売却によりあわせて110億円の資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度において、増資あるいは社債の発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第16期 (平成18年3月度)	第17期 (平成19年3月度)	第18期 (平成20年3月度)	第19期 (当連結会計年度) (平成21年3月度)
売 上 高(百万円)	30,721	44,696	50,671	52,771
経 常 利 益(百万円)	2,119	2,869	3,304	4,892
当 期 純 利 益(百万円)	1,321	1,519	2,612	2,672
1株当たり当期純利益(円)	50.95	61.34	105.60	110.21
総 資 産(百万円)	23,986	32,342	35,329	33,115
純 資 産(百万円)	16,833	19,693	21,436	20,564
1株当たり純資産額(円)	677.61	794.84	876.66	849.02

(注) 第17期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Shun Yin Investment Ltd.	629,040千台湾ドル	100.0%	投資事業
信 芯 高 技 (香 港) 有 限 公 司 (注)	24,900千香港ドル	100.0%	L S I 製品の開発、中国市場への販売およびサポート等

(注) 平成20年9月19日開催の当社取締役会において、当該子会社を解散することを決議し、当該子会社による清算手続きを開始しております。

③ 重要な業務提携の状況

業務提携の主要な相手先は、任天堂株式会社とMacronix International Co.,Ltd.であり、当該2社とゲーム機用L S Iの供給に関する製造委託契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

LSI技術の進歩、幅広い分野へのデジタル技術の浸透、高速通信基盤の普及などにより、高度情報化社会の到来が予測されております。このような社会の変化に対応し当社は、『高い技術力をベースに、独創的な商品を世の中に提供することにより、人々の安心や安全、楽しい生活、豊かなコミュニケーションの実現に貢献する。』ことを使命と考えております。当社は、世の中にこれまでにない新しい価値を創造することにより、大手企業では実現できない独創性のある商品を提供し、高い技術力を活用して人々が幸せを実感できる豊かな未来社会作りに貢献したいと考えております。当社の中長期的な経営戦略は以下のとおりです。

① 顧客密着型ビジネスに集中する

当社は、顧客専用LSIや顧客専用システムのように特定顧客にソリューションを提供することを得意としております。当社の強みは、得意とする画像・音声・通信技術が活用される分野におきまして、システムLSIからシステム製品に至るまで自社で開発できる「技術力」で、特定の顧客に密着し顧客の抱える課題に対して最適な解決策を提案することであり、今後さらに、この「顧客密着型ビジネス」に集中する考えであります。

当社の得意技術である画像の圧縮伸張やデジタル画像処理、通信技術等を最大限に活用して、システムLSIに加え、モジュールやボードなどの製品やIPライセンスビジネスなども手がけ、顧客のニーズに応える最適なソリューションを提供することで、顧客に付加価値をもたらし、顧客とともに事業の拡大を目指してまいります。

② 新たなビジネスを立ち上げ、適正な事業ポートフォリオを構築する

昨今の金融不安から始まった未曾有の経済不況は、さまざまな分野で大きな変化を生んでおります。私たちが属するエレクトロニクス業界も、今回の不況をきっかけに大きく変わろうとしております。通常、この変化は企業にとっては非常に厳しいものでありますが、身軽なファブレス企業として速やかに時代の変化にベクトルを合わせられる当社にとりましては、この変化を大きなチャンスだと捉えております。

このような機会に当社は、ゲーム、デジタル家電、セキュリティといった従来の分野に加えて、景気に左右され難い市場であり今後の発展が期待されるエコ、エネルギー分野への取り組みを始めております。当該分野は、中長期における当社の成長を牽引する事業と位置付け、事業の育成に取り組みます。

また、あわせて既存事業におきましても、成長する事業への選択と集中を行うことにより事業ポートフォリオの適正化を図り、中長期的な事業の拡大を目指してまいります。

③ 高収益化への体質改善により事業効率を向上させる

当社は、平成21年3月期決算におきまして3期連続の増収増益、また、営業利益、経常利益、当期純利益におきまして、それぞれ過去最高益を達成いたしました。今後、厳しい経済状況の中で高収益化への体質改善が重要であると考えており、アライアンス活用、開発段階からの原価コントロール、生産工期の短縮、在庫圧縮および業務効率の改善等により、無駄を省き事業効率の向上に取り組み、更なる成長を目指してまいります。

以上、当社は、豊かな未来社会の実現に貢献するために、市場の変化に対して「革新」をもってスピーディーに対応し、顧客の課題を解決する最適なソリューションを提供し続けることで顧客からの「信頼」を得て、LSI事業およびシステム事業において培ってきた技術の融合により魅力的なソリューションを「創造」し、新しい分野に向けた製品開発に積極的に取り組み、常に変化する社会に対応し事業の拡大を図る考えてあります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社2社により構成されており、LSIおよびシステム機器の開発・製造・販売を主たる事業としております。各事業の内容は次のとおりであります。

区 分	内 容
LSI 事業	LSI製品の企画、開発、製造および販売
システム事業	システム製品の企画、開発、製造および販売

(6) 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

株式会社メガチップス	本社（大阪市淀川区宮原四丁目1番6号） 東京オフィス（東京都千代田区一番町17番地） 台湾支店（中華民国新竹縣竹北市）
Shun Yin Investment Ltd.	本社（中華民国台北市）
信芯高技（香港）有限公司	本社（中華人民共和国香港九龍紅磡）

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
253名	18名増

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	217名	15名増	37.4歳	2.3年
女性	36名	6名増	31.6歳	3.0年
合計または平均	253名	21名増	36.6歳	2.4年

(注) 平成19年4月に子会社との合併に伴う転籍により201名増加いたしましたので、平均勤続年数が短くなっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,000百万円
株式会社りそな銀行	2,000百万円
日本生命保険相互会社	2,000百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 100,000,000株

② 発行済株式の総数 24,667,317株

(注) 平成20年6月30日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、237,200株減少しております。

③ 株主数 21,587名

④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,847,000株	7.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,812,400株	7.48%
松 岡 茂 樹	1,610,000株	6.65%
有 限 会 社 シ ン ド ウ	1,239,800株	5.12%
株式会社シンドウ・アンド・アソシエイツ	1,239,800株	5.12%
進 藤 晶 弘	1,050,644株	4.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	867,600株	3.58%
進 藤 律 子	800,000株	3.30%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	541,700株	2.24%
松 井 典 子	508,376株	2.10%

(注) 1. 出資比率は自己株式(446,282株)を控除して計算しております。

2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主はおりませんが、大株主上位10名を記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、当社定款の規定に基づき、資本効率・一株当たりの株式価値向上を図るため、自己株式の取得ならびに消却を行うことを決議し、次のとおり取得ならびに消却いたしました。

イ. 取得株式

普通株式 237,200株

取得価額の総額 299,891,600円

ロ. 消却した自己株式（平成20年6月20日付取締役会決議）

普通株式 237,200株

消却年月日 平成20年6月30日

(2) 新株予約権等の状況（平成21年3月31日現在）

役員が保有している新株予約権の状況

発行決議の日	平成14年8月20日 (注) 1	平成17年3月10日	平成18年2月6日 および 平成18年2月17日	
新株予約権の数	14個	895個	60個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,324株 (新株予約権1個当たり166株)	普通株式 89,500株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個当たり100株)	
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使時の払込金額	5,946円	1,276円	2,586円	
新株予約権の行使期間	平成16年12月1日から 平成21年9月30日まで	平成18年9月1日から 平成21年9月30日まで	平成19年9月1日から 平成22年9月30日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 830株	保有者数 2名 保有数 875個 目的である株式の数 87,500株	保有者数 1名 保有数 60個 目的である株式の数 6,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 830株	保有者数 1名 保有数 20個 目的である株式の数 2,000株	—
	監査役	保有者数 2名 保有数 4個 目的である株式の数 664株	—	—

- (注) 1. 当該新株予約権は、平成15年10月1日付で株式会社メガチップスシステムソリューションズとの株式交換契約書に基づき承継したものであります。なお、当社は同社を平成19年4月1日を合併期日として吸収合併いたしております。
2. 権利行使の時に、当社ならびに当社の親会社、当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあること。平成14年6月27日定時株主総会決議および平成14年8月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。
3. 権利行使の時に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員ならびに社外協力者の地位にあること。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他相当な理由のある場合には、権利行使可能とする。第14期定時株主総会決議および平成17年3月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。
4. 権利行使の時に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員ならびに社外協力者の地位にあること。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他相当

な理由のある場合には、権利行使可能とする。第15期定時株主総会決議および平成18年2月6日および平成18年2月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	鵜飼 幸弘	—
取締役副社長	林 能昌	事業本部長兼営業統括部長
取締役副社長	松岡 茂樹	管理本部長
取締役	藤井 理之	財務経理統括室長
取締役	樋口 敬三	電子デバイス応用事業部長
取締役	角 正	生産本部長兼品質保証統括部長
取締役	水野 博之	広島県産業科学技術研究所所長
常勤監査役	辻 見津男	—
監査役	小原 望	小原法律特許事務所代表
監査役	北野 敬一	北野敬一税理士事務所所長
監査役	中西 藤和	八幡興産株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役水野博之氏は、会社法第2条第15号の資格を有する社外取締役であります。
2. 監査役小原 望氏、監査役北野敬一氏および監査役中西藤和氏は、会社法第2条第16号の資格を有する社外監査役であります。

3. 当該事業年度に係る会社役員の高い重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容	摘要
取締役	鶴飼幸弘	株式会社ソケット	社外取締役	非常勤
	水野博之	広島県産業科学技術研究所	所長	非常勤
		大阪電気通信大学	副理事長	非常勤
		コナミ株式会社	社外取締役	非常勤
		イノベーション・エンジン株式会社	社外取締役	非常勤
		株式会社四五コーポレーション	社外取締役	非常勤
監査役	小原望	株式会社スルッとKANSAI	社外取締役	非常勤
		日本制御機器株式会社	社外監査役	非常勤
	北野敬一	株式会社豊能計算センター	取締役	
	中西藤和	八幡興産株式会社	代表取締役社長	

4. 常勤監査役辻見津男氏および監査役北野敬一氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役辻見津男氏は、当社の経理部門に平成8年8月から平成15年6月まで在籍し、通算7年弱にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事してまいりました。
- ・監査役北野敬一氏は、税理士の資格を有しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	194,550千円 (19,200)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	41,100千円 (28,500)
合計	12名	235,650千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第17期定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成10年2月25日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金を計上した次の金額を含んでおります。

取締役 7名 73,500千円 (うち社外取締役 1名 6,000千円)

監査役 4名 10,500千円 (うち社外監査役 3名 7,500千円)

4. 上記の報酬等の総額には、平成20年6月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

5. 上記の報酬等の総額のほか、平成14年6月25日開催の第12期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、次のとおりあります。

取締役 4名 38,180千円
 監査役 1名 2,411千円（うち社外監査役 1名 2,411千円）

③ 社外役員に関する事項

	社外取締役	社 外 監 査 役		
	水野 博之	小原 望	北野 敬一	中西 藤和
イ. 他の会社の業務執行取締役・使用人等の事実および会社とその他の会社との関係	－	－	(注) 1	(注) 1
ロ. 他の会社の社外役員を兼任しているときは、その事実	(注) 2	(注) 2	－	－
ハ. 会社・特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等以内の親族であると知っている場合、その事実	－	－	－	(注) 3
ニ. 事業年度中の取締役会等での活動状況	(注) 4	(注) 4	(注) 4	(注) 4
ホ. 責任限定契約の内容の概要	(注) 5	(注) 5	(注) 5	(注) 5
ヘ. 社外役員に対する報酬等の総額	(注) 6	(注) 6	(注) 6	(注) 6
ト. 子会社からの役員としての報酬等の額	－	－	－	－
チ. イ～トの内容に対して社外役員が意見あるとき、その意見	－	－	－	－

(注) 1. 他の会社の業務執行取締役・使用人等の事実は、以下のとおりであります。

なお、当社とその他の会社とは、いずれも特別な関係はありません。

監査役北野敬一氏：株式会社豊能計算センター取締役

監査役中西藤和氏：八幡興産株式会社代表取締役社長

2. 他の会社の社外役員の兼任状況は、以下のとおりであります。

取締役水野博之氏：コナミ株式会社社外取締役

イノベーション・エンジン株式会社社外取締役

株式会社四五コーポレーション社外取締役

監査役小原 望氏：株式会社スрутとKANSAI社外取締役

日本制禦機器株式会社社外監査役

3. 監査役中西藤和氏は、当社会長進藤晶弘氏の義兄であります。

4. 事業年度中の取締役会等での活動状況は、以下のとおりであります。

取締役水野博之氏：当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回(92.9%)出席しております。

業務執行を行う取締役から独立した客観的視点で経営面および技術面に関し、各議案・審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し活発に意見を述べております。また、必要な助言を行っております。

監査役小原 望氏：当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回（85.7%）出席し、主に弁護士・弁理士としての専門的見地から、議案・審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、必要な助言を行っております。

当事業年度に開催した13回の監査役会のうち12回（92.3%）出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、意見の表明がありました。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等が行われました。

監査役北野敬一氏：当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回（92.9%）出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、必要な助言を行っております。

当事業年度に開催した13回の監査役会のうち13回（100.0%）出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、意見の表明がありました。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等が行われました。

監査役中西藤和氏：当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回（92.9%）出席し、長年の松下電工株式会社（現 パナソニック電工株式会社）において経営に携わってきた見地から、適宜質問し意見を述べております。

当事業年度に開催した13回の監査役会のうち12回（92.3%）出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、意見の表明がありました。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等が行われました。

5. 社外役員は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を負担する場合において、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度まで損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。
6. 社外役員に対する報酬等の総額は、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	48,200千円

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額は、当社の合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうち、信芯高技(香港)有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。)の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(またはこれらの法律に相当するものを含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、法令に違反・抵触した場合、および公序良俗に反する行為があったと会社が判断した場合、当社監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はこれを審議することとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、健全な企業風土を根付かせるために、その重要性和精神を繰り返し社内に伝えることで、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底するとともに、監査および内部監査システムの環境整備に常に取り組み、それらの機能を強化することで、適正な監査が行われる社内環境を作り出す。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内においては、取締役、執行役員の職務執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する責任者を取締役または執行役員の中から選任し、「文書管理規程」ならびに「文書管理および運用標準」に基づいて、役員ならびに社員の業務執行状況が確認できる必要な情報を文書または電磁的媒体に記録し、また同規程に従い、社内の文書保存に関する規定を定める。また、役員ならびに会計監査人は、常にこれらの文書を閲覧することができるものとする。

健全な内部環境のために、全社的に内部統制を統括する組織を設置し、コンプライアンス担当部門による規程・標準の整備、社内研修の実施を推進する。また、内部監査部は、コンプライアンス担当部門と連携し、社内のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は監査役とともにを行い、その結果等は代表取締役に対し文書で報告される。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを、会社全体に渡り、適切にかつ適時に認識し、評価、対応するために、リスクの発生可能性に応じて、対応するリスクの順序付けを行い、これに従って内部統制システムの整備・運用を行うことで、事業遂行上のリスクに対処する。

リスクの把握、評価、対処を行うために、対処すべきリスクの明示、危機管理のための手順の策定、その監視体制の整備、ならびにこれらが有効であることを確認するための評価を定期的に行う。また、会社全体のガバナンス体制構築のため、諸規程の整備、社内情報経路の確保、内部監査を通じたリスクの把握と改善要請および評価を行う。

経営に重大な影響を与える危機が発生したときの、迅速かつ適切な情報流通の仕組みを整備する。また、通常の業務報告経路とは別の内部通報制度を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務執行ラインにおいては、統制と監視の適切な整備と体制作りを行う。これは「業務分掌・権限規程」「稟議規程」「会議体規程」等に従い、職務の執行の効率化を推進しつつ、すべての職務権限および意思決定が、社内ルールに基づいて、適正かつ効率的に行われる組織の整備を行うものである。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
業務執行ラインから独立した監視機能を充実させるため、独立性・倫理観の高い監視システムを整備する組織体制を設置する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役・監査役会を補助すべき事務局等の確保については、内部監査実施前に事前に協議を行うこととする。また、常勤監査役が会社全体に係る重要な会議に出席し、意見を述べる機会を十分確保する。監査役が必要と判断したときに、会計監査人または外部の専門家と協議を行い、適時に適切な助言を得る機会を確保することで監査業務を遂行している。このため、監査役の職務を補助すべき使用人は常設しないこととする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から、監査業務または内部監査に関して必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、当該関係する取締役または執行役員への指揮命令を受けないこととする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役、執行役員または社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項（可能性のある事項も含む）、内部監査の実施状況、コンプライアンス活動の推進状況およびその内容を、速やかに報告する。
- ⑨ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれと、定期的に意見交換を行うこととする。また会社は、監査役が執行役員に対し、各担当業務の執行状況を、必要ときに必要なだけ個別に聴取する機会を確保する。

- ⑩ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査部は、定期的に監査を行い、また、必要に応じてコンプライアンス委員会と情報交換を行うことで、コンプライアンス上の問題や職務執行の効率性の観点からの問題の把握に努める。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策として位置づけており、剰余金の配当等につきましては、下記の方針によって機動的、また適切な配分を実施することとしております。

まず、配当につきましては、株主重視の姿勢をより明確にするため、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当額の連結業績連動性を高めております。具体的には、連結業績と財政状態を考慮して、連結当期純利益の30%程度を配当金総額とする1株当たりの金額と、1株当たり10円のいずれか高い方の金額を配当可能額の範囲内で実施することとしております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

一方、内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新たな成長につながる研究開発活動、戦略的な投資に充当することで事業基盤の拡大および財務体質の強化のために有効に利用し、継続的な企業価値の向上に努めてゆく所存であります。

また、自己株式の株式市場からの買付けにつきましても、株主の皆様への有効な還元策のひとつと認識しており、市場における株価の動向や資金の状況等を勘案しながら、機動的に対応する考えであります。

また、このたび、剰余金の配当等に関する方針をより明確にし、より適切な利益還元を行っていくため、平成21年5月11日開催の取締役会の決議により、配当方針を以下のとおり変更し、平成22年3月期より適用させていただきたいと存じます。

当社経営陣は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績に応じた利益還元に努めております。その基本方針は次のとおりであります。

- ① 企業価値の持続的な向上を目指し、研究開発型ハイテク・ファブレス企業として、革新的な新技術の創出のための基礎研究や独創的な製品の開発のための投資、適正な事業ポートフォリオの実現を加速するための投資、人材への投資など、中長期の成長に向けた投資を行うため、また、経営環境の変化にも耐えうる健全な財務体質を維持するため、必要な内部留保を確保いたします。
- ② 剰余金の配当につきましては、配当性向30%程度、または連結純資産配当率（DOE）2%程度の、いずれか高い方を基本として、連結業績、財務状況、投資計画等を考慮し決定いたします。（ただし、決算上の特殊要因がある場合は、十分考慮の上、加減算することもあります。）具体的には、次の「イ」または「ロ」のいずれか高い方を、1株当たりの年間配当金として決定いたします。
 - イ. 連結当期純利益の30%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
 - ロ. 連結純資産配当率（DOE）2%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
- ③ 資本効率向上のため、市場の状況、株価動向、財務状況等を勘案し、機動的に自己株式を取得し、株主の皆様へ還元するよう努めてまいります。

この基本方針に基づき次のように配当を決定いたします。

- ① 配当の決定は、平成18年6月23日開催の第16期定時株主総会におきまして承認いただきました定款により、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により実施いたします。
- ② 配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載・記録された株主様または登録株式質権者様に対し、年1回実施いたします。ただし、会社法ならびに定款の規定に従い、取締役会決議により別に基準日を定め、配当を行うことがあります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社といたしましては、買収防衛策や濫用的買収者から株主の皆様への利益を守ることは会社の経営上重要な事項として認識しており、最近の企業買収動向につきまして常時情報を収集しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【27,463,613】	【流動負債】	【12,505,156】
現金及び預金	14,565,936	買掛金	2,551,852
受取手形及び売掛金	10,700,231	短期借入金	7,000,000
たな卸資産	1,558,641	未払法人税等	1,901,413
繰延税金資産	434,033	賞与引当金	307,830
その他	205,531	その他	744,061
貸倒引当金	△760	【固定負債】	【45,878】
【固定資産】	【5,651,489】	繰延税金負債	5,287
(有形固定資産)	(188,182)	その他	40,591
建物	94,637	負債の部合計	12,551,035
その他	93,544	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(108,653)	【株主資本】	【20,911,906】
その他	108,653	資本金	4,840,313
(投資その他の資産)	(5,354,654)	資本剰余金	6,181,300
投資有価証券	2,167,100	利益剰余金	10,550,311
長期前払費用	2,347,032	自己株式	△660,018
長期性預金	100,000	【評価・換算差額等】	【△347,838】
繰延税金資産	431,007	その他有価証券評価額金	95,449
その他	312,961	為替換算調整勘定	△443,287
貸倒引当金	△3,448	純資産の部合計	20,564,068
資産の部合計	33,115,103	負債及び純資産の部合計	33,115,103

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	52,771,460
売 上 原 価	43,671,726
売 上 総 利 益	9,099,733
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,286,879
営 業 利 益	4,812,854
営 業 外 収 益	226,338
受 取 利 息	8,640
受 取 配 当 金	201,713
そ の 他	15,984
営 業 外 費 用	146,492
支 払 利 息	93,612
債 権 売 却 損	30,919
為 替 差 損	11,434
そ の 他	10,526
経 常 利 益	4,892,701
特 別 利 益	118,440
投 資 有 価 証 券 売 却 益	118,440
特 別 損 失	680,170
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,644
事 業 整 理 損	631,025
そ の 他	9,500
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,330,970
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,151,088
法 人 税 等 調 整 額	△492,229
当 期 純 利 益	2,672,111

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	4,840,313	6,181,300	9,012,581	△718,718	19,315,477
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△782,494		△782,494
当期純利益			2,672,111		2,672,111
自己株式の取得				△300,197	△300,197
自己株式の処分			△1,091	8,102	7,010
自己株式の消却			△350,794	350,794	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,537,729	58,699	1,596,429
平成21年3月31日残高	4,840,313	6,181,300	10,550,311	△660,018	20,911,906

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日残高	2,090,734	30,700	2,121,435	21,436,912
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△782,494
当期純利益				2,672,111
自己株式の取得				△300,197
自己株式の処分				7,010
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,995,285	△473,987	△2,469,273	△2,469,273
連結会計年度中の変動額合計	△1,995,285	△473,987	△2,469,273	△872,843
平成21年3月31日残高	95,449	△443,287	△347,838	20,564,068

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 Shun Yin Investment Ltd.
信芯高技（香港）有限公司

② 非連結子会社の状況

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 モバイルテレビジョン株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちShun Yin Investment Ltd. 及び信芯高技（香港）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、平成21年1月1日から連結決算日平成21年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合への出資金は個別法によっており、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

- ロ. たな卸資産
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ その他 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産
 - ・ 平成19年4月1日以降に取得したもの 主として定率法
 - ・ 上記以外 主として旧定率法

なお、主な耐用年数は建物については3～18年、その他については2～15年であります。
 - ロ. 無形固定資産 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的分）については、販売可能有効期間（主に3年）に基づく定額法によっております。
 - ハ. 長期前払費用
 - ・ 量産準備のために特別に支出した開発費用 販売可能有効期間（3年）に基づく定額法
 - ・ その他 均等償却
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間で均等償却を行っております。

(7) 会計方針の変更

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、従来の方法に比べ営業利益及び経常利益は、それぞれ199,732千円減少し、税金等調整前当期純利益は、690,424千円減少しております。

(リース取引の会計処理の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。

これにより、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

381,078千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	24,904,517株	一株	237,200株	24,667,317株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の減少237,200株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	451,552株	237,409株	242,679株	446,282株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの237,200株及び単元未満株式の取得によるもの209株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却によるもの237,200株、新株予約権の権利行使によるもの5,400株及び単元未満株式の処分によるもの79株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	782,494	32.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年5月11日開催の取締役会に付議する配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月11日 取締役会	普通株式	799,294	利益剰余金	33.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月3日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成14年6月27日 定時株主総会決議分	平成16年6月25日 定時株主総会決議分	平成17年6月24日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	5,146株	250,900株	47,200株
新株予約権の残高	31個	2,509個	472個

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 849円02銭
(2) 1株当たり当期純利益 110円21銭

5. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【27,159,227】	【流動負債】	【12,499,865】
現金及び預金	14,253,169	買掛金	2,579,261
受取手形	13,600	短期借入金	5,000,000
売掛金	10,686,108	1年内返済予定長期借入金	2,000,000
商品及び製品	1,007,453	未払金	360,935
原材料	383,151	未払法人税等	1,901,413
仕掛品	167,783	未払消費税等	198,462
貯蔵品	253	未払費用	133,845
前払費用	57,371	預り金	15,924
未収入金	150,150	賞与引当金	307,830
繰延税金資産	434,033	その他	2,192
その他	6,913	【固定負債】	【40,591】
貸倒引当金	△760	その他	40,591
【固定資産】	【6,005,777】	負債の部合計	12,540,456
(有形固定資産)	(188,182)	(純資産の部)	
建物	94,637	【株主資本】	【20,564,336】
工具器具備品	93,544	(資本金)	(4,840,313)
(無形固定資産)	(108,653)	(資本剰余金)	(6,181,300)
電話加入権	2,775	資本準備金	6,181,300
ソフトウェア	105,877	(利益剰余金)	(10,202,741)
(投資その他の資産)	(5,708,942)	利益準備金	97,042
投資有価証券	362,493	その他利益剰余金	10,105,699
関係会社株式	2,160,890	任意積立金	3,830,500
長期前払費用	2,347,032	繰越利益剰余金	6,275,199
保証金	301,856	(自己株式)	(△660,018)
長期性預金	100,000	【評価・換算差額等】	【60,211】
繰延税金資産	431,007	(その他有価証券評価差額金)	(60,211)
その他	9,109	純資産の部合計	20,624,548
貸倒引当金	△3,448	負債及び純資産の部合計	33,165,005
資産の部合計	33,165,005		

損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日)
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	52,764,415
売 上 原 価	43,662,401
売 上 総 利 益	9,102,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,188,979
営 業 利 益	4,913,034
営 業 外 収 益	11,199
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,857
そ の 他	4,342
営 業 外 費 用	151,032
支 払 利 息	93,612
債 権 売 却 損	30,919
為 替 差 損	15,466
そ の 他	11,034
経 常 利 益	4,773,201
特 別 利 益	118,440
投 資 有 価 証 券 売 却 益	118,440
特 別 損 失	752,370
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,644
関 係 会 社 株 式 評 価 損	61,501
事 業 整 理 損	630,091
そ の 他	21,132
税 引 前 当 期 純 利 益	4,139,270
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,149,242
法 人 税 等 調 整 額	△492,229
当 期 純 利 益	2,482,257

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					任意積立金	繰越利益 剰 余 金				
平成20年3月31日残高	4,840,313	6,181,300	6,181,300	97,042	3,830,500	4,927,322	8,854,864	△718,718	19,157,760	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△782,494	△782,494		△782,494	
当期純利益						2,482,257	2,482,257		2,482,257	
自己株式の取得								△300,197	△300,197	
自己株式の処分						△1,091	△1,091	8,102	7,010	
自己株式の消却						△350,794	△350,794	350,794	－	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,347,876	1,347,876	58,699	1,406,576	
平成21年3月31日残高	4,840,313	6,181,300	6,181,300	97,042	3,830,500	6,275,199	10,202,741	△660,018	20,564,336	

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日残高	470,431	470,431	19,628,192
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△782,494
当期純利益			2,482,257
自己株式の取得			△300,197
自己株式の処分			7,010
自己株式の消却			－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△410,220	△410,220	△410,220
事業年度中の変動額合計	△410,220	△410,220	996,355
平成21年3月31日残高	60,211	60,211	20,624,548

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|--|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法
ただし、投資事業組合への出資金は個別法によっており、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|---|
| ① 商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ② 製品・原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ③ 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ④ 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 有形固定資産 | |
| ・ 平成19年4月1日以降に取得したもの | 定率法 |
| ・ 上記以外 | 旧定率法
なお、主な耐用年数は建物については3～18年、工具器具備品については2～15年であります。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的分）については、販売可能有効期間（主に3年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ 長期前払費用 | |
| ・ 量産準備のために特別に支出した開発費用 | 販売可能有効期間（3年）に基づく定額法 |
| ・ その他 | 均等償却 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、従来の方法に比べ営業利益及び経常利益は、それぞれ199,732千円減少し、税引前当期純利益は690,424千円減少しております。

(リース取引の会計処理の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより、当期の計算書類に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権	11,835千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	381,078千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	47,372千円
② 営業取引以外の取引高	28,624千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	451,552株	237,409株	242,679株	446,282株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの237,200株及び単元未満株式の取得によるもの209株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却によるもの237,200株、新株予約権の権利行使によるもの5,400株及び単元未満株式の処分によるもの79株であります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金否認	125,071千円
未払事業税否認	145,781千円
たな卸資産評価損否認	129,786千円
ソフトウェア等償却超過額	112,348千円
長期前払費用償却超過額	158,986千円
役員退職慰労未払金否認	16,492千円
投資有価証券評価損否認	29,198千円
関係会社株式評価損否認	166,142千円
その他	38,547千円
繰延税金資産小計	922,354千円
評価性引当額	△16,107千円
繰延税金資産合計	906,247千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△41,206千円
繰延税金負債合計	△41,206千円
繰延税金資産の純額	865,041千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	小原 望	—	当社監査役	(被所有)直接 0.0	顧問弁護士	顧問契約等	16,212	未払金	2,607

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

「顧問契約等」については、業務内容に基づき、両者協議の上決定しております。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

属性	会社名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	信芯高技(香港)有限公司	24,900千香港ドル	LSI事業	(所有)直接 100.0	当社の販売先	製品の販売	47,372	売掛金	—
						業務受託	533	未収入金	—
						業務委託	1,426	未払金	—
						経費の負担	26,665	未収入金	11,835

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容に基づき、両者協議の上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 851円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円38銭 |

8. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社メガチップス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 沢 顕 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 正 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 裕 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メガチップスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガチップス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社メガチップス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 沢 顕 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 正 明 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 裕 久 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メガチップスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月8日

株式会社メガチップス 監査役会

常勤監査役	辻	見津男	印
社外監査役	中	西藤和	印
社外監査役	小	原望	印
社外監査役	北	野敬一	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株式振替制度（株券の電子化）の実施に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」と言います。）の施行に伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 取締役の員数の変更

さらなる事業の拡大を目指し、事業推進体制の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第20条に定める取締役の員数を7名以内から8名以内へ変更をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株券の発行）</u> <u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、</u>その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第19条(条文省略)</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第7条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第18条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第21条～第51条（条文省略） （新設）</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第50条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 鶴飼幸弘、林 能昌、松岡茂樹、水野博之、藤井理之、樋口敬三 および角 正の7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

第1号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件に、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、新たに社外取締役候補者1名を増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式数
1	鶴 飼 幸 弘 (昭和34年2月19日生)	平成10年6月 当社取締役 平成11年6月 当社執行役員LSIビジネス統括 平成13年2月 当社常務取締役 平成13年6月 当社執行役員LSIビジネス統括兼リッチメディアコミュニケーションシステムビジネス統括 平成15年4月 当社執行役員LSIビジネスユニット統括 平成16年4月 株式会社メガチップスLSIソリューションズ代表取締役社長 平成19年4月 当社執行役員LSIカンパニープレジデント 平成20年1月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 当社代表取締役社長(現任)	100,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
2	林 能 昌 (昭和32年9月23日生)	<p>平成12年6月 当社取締役</p> <p>平成15年4月 当社執行役員LSIビジネスユニットセールス&マーケティング担当</p> <p>平成16年4月 株式会社メガチップスLSIソリューションズ専務取締役執行役員</p> <p>平成17年9月 信芯高技(香港)有限公司 董事長</p> <p>平成19年4月 当社執行役員LSIカンパニー第1事業部長 信芯高技(香港)有限公司 董事</p> <p>平成20年1月 当社執行役員事業統括室長</p> <p>平成20年5月 当社執行役員顧客専用事業本部長兼新規顧客開拓部長</p> <p>平成20年6月 当社執行役員顧客専用事業本部長</p> <p>平成21年2月 当社取締役副社長事業本部長兼営業統括部長(現任)</p>	368,000株
3	松 岡 茂 樹 (昭和30年10月12日生)	<p>平成4年6月 当社取締役</p> <p>平成7年11月 当社管理本部長</p> <p>平成8年6月 当社常務取締役</p> <p>平成10年6月 当社代表取締役専務</p> <p>平成10年10月 当社ストラテジックプロダクト事業部長</p> <p>平成11年1月 当社システム事業部長</p> <p>平成11年6月 当社執行役員産業用システムビジネス統括兼コーポレートブランニング統括</p> <p>平成12年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成17年9月 信芯高技(香港)有限公司 董事</p> <p>平成20年5月 当社代表取締役社長兼管理本部長</p> <p>平成20年6月 当社代表取締役副社長管理本部長</p> <p>平成21年2月 当社取締役副社長管理本部長(現任)</p>	1,610,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当 社 株 式 数
4	水 野 博 之 (昭和4年4月20日生)	平成2年6月 松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 副社長 (研究開発担当) 平成6年6月 同社退任 平成12年3月 大阪電気通信大学副理事長 (現任) 平成13年6月 コナミ株式会社取締役 (現任) 平成14年6月 当社取締役 (現任) 平成14年6月 株式会社メガチップス システムソリューションズ 取締役 平成16年4月 株式会社メガチップス L S I ソリューションズ 取締役 平成16年12月 イノベーション・エンジン 株式会社取締役 (現任) 平成17年5月 株式会社四五コーポレー ション取締役 (現任) (他の法人等の代表状況) 平成10年4月 広島県産業科学技術研究所 所長 (現任)	1,000株
5	藤 井 理 之 (昭和41年6月9日生)	平成15年10月 当社執行役員経理財務IR 担当 平成16年4月 当社取締役 (現任) 平成19年4月 当社執行役員経営企画部長 平成20年1月 当社執行役員財務経理統括 室長 (現任)	2,700株
6	角 正 (昭和23年5月19日生)	平成19年4月 当社執行役員生産本部長兼 品質保証部長 平成20年1月 当社執行役員生産本部長兼 品質保証統括部長 (現任) 平成20年6月 当社取締役 (現任)	1,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
7	古 都 哲 生 (昭和36年7月24日生)	昭和60年4月 株式会社リコー入社 平成2年2月 同社退社 平成2年4月 当社入社 平成13年2月 当社執行役員L S I ビジネス担当 平成15年4月 当社執行役員L S I ビジネスユニットL S I 開発担当 平成16年4月 株式会社メガチップスL S I ソリューションズ取締役執行役員 平成19年4月 当社執行役員L S I カンパニー第1事業部副事業部長 平成20年1月 当社執行役員L S I カンパニー第1事業部長 平成20年5月 当社執行役員顧客専用事業本部A S I C 事業部長 平成21年2月 当社執行役員事業本部第1 L S I 事業部長 (現任)	37,000株
8	山 田 圀 裕 (昭和20年10月24日生)	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 昭和59年5月 三菱電機セミコンダクタソフトウェア株式会社 (出向) 平成4年6月 同社マイコン第一部長 平成9年10月 三菱電機セミコンダクタシステム株式会社 (出向) 応用技術本部副部長 平成15年4月 株式会社ルネサスソリューションズ常務取締役第一応用技術本部長 平成17年4月 東海大学電子情報学部情報メディア学科教授 平成17年5月 当社顧問 (現任) 平成18年4月 東海大学情報理工学部ソフトウェア開発工学科教授 平成18年6月 株式会社メガチップスシステムソリューションズ監査役 平成19年4月 東海大学専門職大学院組込み技術研究科教授 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水野博之氏および山田圀裕氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性、および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 水野博之氏は、上表の該当箇所に記載のとおり、松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）において研究開発担当副社長として、長年技術開発ならびに同社の経営に携わり、併せて日米半導体協議の日本側代表を務めるなど非常に貴重な経験をされております。また日米の数多くの大学の顧問や教授として教鞭をとるなどその実績・識見は高く評価されているところであります。これらの貴重な経験と知識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、また同時に、社外取締役としてコーポレートガバナンスの実効性を向上させることができるかと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山田圀裕氏は、上表の該当箇所に記載のとおり、三菱電機株式会社に入社以降、一貫して技術開発に携わり、株式会社ルネサスソリューションズにおいては、常務取締役として同社の経営に携わり、非常に貴重な経験をされております。また東海大学において教授として教鞭をとるなどその実績・識見は高く、これらの貴重な経験と知識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、また同時に、社外取締役としてコーポレートガバナンスの実効性を向上させることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 水野博之氏の当社の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
- (3) 水野博之氏および山田圀裕氏は、当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (4) 水野博之氏および山田圀裕氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の定義によります。）となったことはありません。
- (5) 水野博之氏および山田圀裕氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬等を除く）を過去2年間受けたことはなく、今後もその予定はございません。
- (6) 当社は社外取締役として有用な人材を迎え、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款において社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、水野博之氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しており、当社の取締役の地位にある場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山田圀裕氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を負担する場合において、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度まで損害賠償責任を負担するものとします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 北野敬一は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
北野敬一 (昭和37年12月12日生)	昭和60年4月 尼崎浪速信用金庫(現尼崎信用金庫)入庫 昭和63年1月 同庫退庫 昭和63年2月 和田総合会計事務所入所 平成8年2月 税理士登録(日本税理士連合会) 平成10年8月 株式会社豊能計算センター取締役(現任) 平成10年9月 和田総合会計事務所副所長 平成14年6月 当社監査役(現任) 平成16年4月 株式会社メガチップスLSIソリューションズ監査役 平成16年6月 株式会社メガチップスシステムソリューションズ監査役 (他の法人等の代表状況) 平成12年4月 北野敬一税理士事務所所長(現任)	17,660株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北野敬一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性、および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 北野敬一氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の税務・会計業務をはじめ経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。
 - (2) 北野敬一氏の当社の社外監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
 - (3) 北野敬一氏は、当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - (4) 北野敬一氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の定義によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の定義によります。)となったことはありません。
 - (5) 北野敬一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役報酬を除く)を過去2年間受けたことはなく、今後もその予定はございません。

- (6) 当社は社外監査役として有用な人材を迎え、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款において社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、北野敬一氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しており、また、当社の監査役の地位にある場合は、当該契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を負担する場合において、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度まで損害賠償責任を負担するものとします。

以 上

ご案内図

株主総会会場 大阪市西区靱本町1丁目8番4号
財団法人 大阪科学技術センター8階大ホール
TEL 06-6443-5324



〈交通ご案内〉

地下鉄 御堂筋線 本町 駅②番出口より北西へ徒歩約8分

地下鉄 四つ橋線 本町 駅⑳番出口より北へ徒歩約5分

※なお、駐車場のご準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいませ
すようお願い申し上げます。